

市町村合併

第2回 合併協議会開催



4月27日、芳賀町生涯学習センターで、第2回芳賀町・高根沢町合併協議会が開かれました。

森会長（芳賀町長）のあいさつの後、高橋副会長（高根沢町長）から「4月18日、宇都宮市との法定協議会設置の住民投票の結果、過半数を超えたので、宇都宮市との法定協議を設置することになり、二つの法定協議会の並立となった。」とあいさつがありました。

芳賀町の委員から今後の協議会のあり方について「2町の合併を前提とした協議会でなければ協議する意味がない」との意見も出されましたが、両町議会の議決を受け設置した協議会であるので協議すべきとの結論に達し、2議案について協議すると共に、残る2議案については継続協議とすることになりました。

なお5月開催予定の第3回の協議会は延期し6月に開催することになりました。

議事
協議第5号
合併の方式について
…確認

協議第6号
合併の期日について
特例法経過措置期限
…確認

協議第7号
新市の名称について
…継続協議

協議第8号
住民アンケートの実施について
…継続協議

合併説明会 28会場で636人出席

合併説明会で出された主な意見と回答

芳賀圏域として各種付き合いのある1市4町とはなぜ合併の話を進めなかったのか？

【答】平成14年に芳賀地区行政事務研究会合併問題研究会に参加し、1市5町で調査研究してきた経過があります。しかし、当時は合併を前提とした協議には進みませんでした。

その後、芳賀町は独自に、真剣に研究を続けました。財政状況や土地利用計画などあらゆる条件を検討した結果、住民サービスを低下させない理想の合併相手が高根沢町となったものです。

よって、1市4町への枠組みに入ることを見送りました。

高根沢町を合併相手先と決めるに当たって、町民の意思が十分反映されていなかったではないか？

【答】芳賀町は独自に平成13年から合併問題に関する調査研究を進めてきました。また、町民の意思を確認するための調査研究も多く行ってきました。

平成14年11月から12月にかけて11自治会と81集落で、また、平成15年8月から10月にかけては、15会場で開催し、延べ2,295人の参加をいただきました。アンケート調査も3回行い、3,100名の方から回答を得ました。

また、議会関係では平成14年4月に町議会市町村合併問題研究会を発足させ、自治会長を始め町民が構成する数多くの団体と意見交換を行ったり、ミニ集会などで町民の意向の把握に努めました。その結果を反映して、合併するなら類似性の高い高根沢町を相手先と判断したもので、町民の意思を確認しなかった訳ではありません。

町では合併問題やその推進状況を「広報はが」や「合併特別号」などでお知らせしています。

しかし、その情報が広く、そして正しく伝わっているか、理解が得られているかを検証した結果、必ずしもそうでないことが分かり、再度職員が出向いて説明会を開くことになりました。町内106館の公民館長に開催意向を通知し、現在30か所から申し出があり、順次開催しています。

合併問題は、町民の皆さんにとって重要なことであることから、各会場で真剣な質疑や意見などが出されました。

ふたつの法定協設置では協議できない

◇芳賀町の委員の主な意見◇

●芳賀町は、高根沢町を理想の合併相手として、執行部及び議会の総意のもと合併協議会を設置したものであり、高根沢町が芳賀町との合併を明確にできないならば今後の協議はできない。

●芳賀町議会と高根沢町議会は2町合併を目指し進んできたが、現在の状況を作った高根沢町執行部に不信感をもつ、早急に芳賀町との合併を進めるのか宇都宮市との合併を進めるのかはつきりとした態度を求める。

●合併協議会の並列は認められない。一本化するまでは議論にならない。

●合併協議会が二つあって良いのか、高根沢町の責任において整理した上で合併協議を進めるべきである。

●芳賀町は高根沢町と合併し、宇都宮の東の核となる理想郷建設を目指し合併協議を進めているものであり高根沢町長の強いリーダーシップを望む。

◇高根沢町委員の主な意見◇

宇都宮市との法定協設置し、比較後一本化する

●住民投票の結果は、議会の考え方とは違ったが、宇都宮市との法定協設置のもの。宇都宮市との合併ではない。5月に法定協設置して検討・協議。その後、一本化していきたい。

●住民投票は法的に認められているもの。今日、明日に結論するものでないので、ご理解されたい。

●芳賀町と高根沢町は両議会で議決の上、法定協を設置している。勉強するなら宇都宮市との法定協も良いのではという町民もいたと聞いている。

●高根沢町議会は、宇都宮市との法定協議会設置について2回否決しており、不変だ。

高根沢町との合併が実現した場合、広域行政等で行っている救急車や火葬場の使用、ごみ収集などしてもらえなくなる心配があるが、どうなのか？

【答】広域行政や一部事務組合は、共同利益の目的で設置された組織です。それを構成する市町で協議をしていくことにはなりますが、従来どおり参加することを基本的に考えており、構成団体である芳賀町の意向を無視して決定されることはありません。

広域行政などで行っているサービスは、低下させることのないように対処します。

合併の相手先を住民投票で決めるべきと町民から要求があるが、町の考えはどうなのか？

【答】住民投票は住民の皆さんの意思を問う有効な手段ではありますが、一方で議会制民主主義を根拠から否定する可能性があります。

市町村合併についての住民投票は、単にどの市町村と合併すればよいというものではなく、なぜ今、合併が進められているのか、合併しない場合はどうなるのかなど、合併そのものは是非を含めて、住民の皆さんに正確な情報を提供し、なお理解していただいたうえでないと方向性を誤る可能性があります。住民同士の対立と行政の停滞を招く恐れのある住民投票は現時点では実施する考えはありません。

高根沢町は住民投票の結果、宇都宮市との合併協議会を設置したが、最終的に宇都宮市を選択した場合、今後の芳賀町の行方はどうなるのか？

【答】芳賀町は、合併協議会の中で高根沢町の早急な結論を求めています。理想とする高根沢町との合併が難しい場合は、当面は「単独」を選択し、行政内部の行財政改革をより進めながら地方分権に対応していくことが必要と思われる。

他市町との合併を進めるべきとの意見もありますが、合併を進める場合の準備期間は22カ月が必要と試算されます。従って現在の合併特例法期限内（平成17年3月）までに他市町との協議を終了させることは難しくなります。

合併問題については、原点に立ち返り新たな視点のもとで方向付けを研究していくことが妥当と判断されます。

（質問や）意見などお問い合わせは

企画課政策推進室 ☎028(67)6012